

平成21年度

富山地区広域圏事務組合

資金不足比率審査意見書

富山地区広域圏事務組合監査委員

富 広 組 第 55 号

平成22年 7月27日

富山地区広域圏事務組合

理事長 森 雅 志 様

富山地区広域圏事務組合

監査委員 石 黒 三千治

監査委員 田 中 義 明

平成21年度資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度決算に係る資金不足比率に関する書類の審査を実施しましたので、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成21年度決算に係る資金不足比率並びにその算定となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

平成22年7月27日（火）

3. 審査方法

審査は、理事長より送付された平成21年度決算に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要な事項については説明を求めて審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された平成21年度決算に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 結果の概要

資金不足比率については、資金不足が発生していないため該当しない。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
廃棄物発電事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足比率の「—」の表示は、資金の不足額が無いことをあらわしている。

2 結果の分析等

資金不足比率は、公営企業会計の資金の不足額が事業規模に占める割合であり、公営企業会計の資金不足の状況をあらわすものである。

平成21年度から創設された廃棄物発電事業特別会計の決算は資金余剰の状態となっていることから、資金不足は発生していない。

3 意見

平成21年度決算にかかる資金不足比率は、経営健全化計画の策定が義務付けられる基準には至っていないことから、財政の健全段階の範囲である。

なお、家庭や企業のごみ減量化の取り組みにより、広域圏事務組合に搬入される可燃ごみが減少する傾向にあり、廃棄物発電量並びに売電収入に影響を及ぼすと考えられることから、今後とも、可燃ごみの搬入状況を的確に把握し、安定した発電量の確保と廃棄物発電事業の健全経営に努められたい。